

1丁									裁 判 所			
年	号	月	日	事	項	庁	名	氏 名	出生の年月日	現住所	出生地	本籍
四九	五〇	三	二八	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会	最高裁判所	司法試験管理委員会	おおたに なおと	昭和二十七年六月二十三日			
九	三	四	一	東京大学法学部卒業		最高裁判所		大谷直人				
四	五二	四	七	司法修習生を命ずる		最高裁判所						
八	五二	四	七	司法修習生の修習終了		最高裁判所						
八	五二	四	七	判事補に任命する		内閣						
七	五五	七	一	東京地方裁判所判事補に補する		最高裁判所						
七	五五	七	一	最高裁判所事務総局刑事局付を命ずる		最高裁判所						
七	五五	七	一	簡易裁判所判事兼判事補に任命する		内閣						
六	五六	三	一六	東京簡易裁判所判事に補する		最高裁判所						

2丁				裁 判 所									
年	号	月	日	事	項	庁	名						
昭和五七	五八	四	一	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行わしむる者に指名する	最高裁判所								
	六〇	七	一〇	裁判所書記官研修所教官に充てる		内	閣						
	六一	四	一	裁判所書記官研修所教官に充てることを解く									
				富山地方裁判所判事補に補する									
				兼ねて富山家庭裁判所判事補に補する									
				富山簡易裁判所判事に補する		最高裁判所							
	六二	四	七	裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事補につき任期終了									
				同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる									
				簡易裁判所判事兼判事に任命する		内	閣						
				富山簡易裁判所判事に補する									
				富山地方裁判所判事に補する									

大谷直人

3丁				裁 判 所															
年	号	月	日	事 項										庁	名				
平成	元	四	一	兼ねて富山家庭裁判所判事に補する	最高裁判所	東京簡易裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事に補する	最高裁判所裁判所調査官に充てる	本官を免じ判事に専任する	最高裁判所裁判所調査官に充てることを解く	司法研修所教官に充てる	平成八年度司法試験（第二次試験）審査委員に任命する	任期は平成八年十二月三十一日までとする	平成九年度司法試験（第二次試験）審査委員に任命する	任期は平成九年十二月三十一日までとする	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	判事に任命する	内 閣	大谷直人
九	一	一	六	最高裁判所判事に補する	最高裁判所	東京簡易裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事に補する	最高裁判所裁判所調査官に充てる	本官を免じ判事に専任する	最高裁判所裁判所調査官に充てることを解く	司法研修所教官に充てる	平成八年度司法試験（第二次試験）審査委員に任命する	任期は平成八年十二月三十一日までとする	平成九年度司法試験（第二次試験）審査委員に任命する	任期は平成九年十二月三十一日までとする	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	判事に任命する	法務省	大谷直人
八	四	四	四	最高裁判所判事に補する	最高裁判所	東京簡易裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事に補する	最高裁判所裁判所調査官に充てる	本官を免じ判事に専任する	最高裁判所裁判所調査官に充てることを解く	司法研修所教官に充てる	平成八年度司法試験（第二次試験）審査委員に任命する	任期は平成八年十二月三十一日までとする	平成九年度司法試験（第二次試験）審査委員に任命する	任期は平成九年十二月三十一日までとする	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	判事に任命する	内 閣	大谷直人
七	一	一	一	最高裁判所判事に補する	最高裁判所	東京簡易裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事に補する	最高裁判所裁判所調査官に充てる	本官を免じ判事に専任する	最高裁判所裁判所調査官に充てることを解く	司法研修所教官に充てる	平成八年度司法試験（第二次試験）審査委員に任命する	任期は平成八年十二月三十一日までとする	平成九年度司法試験（第二次試験）審査委員に任命する	任期は平成九年十二月三十一日までとする	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	判事に任命する	内 閣	大谷直人
八	四	四	四	最高裁判所判事に補する	最高裁判所	東京簡易裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事に補する	最高裁判所裁判所調査官に充てる	本官を免じ判事に専任する	最高裁判所裁判所調査官に充てることを解く	司法研修所教官に充てる	平成八年度司法試験（第二次試験）審査委員に任命する	任期は平成八年十二月三十一日までとする	平成九年度司法試験（第二次試験）審査委員に任命する	任期は平成九年十二月三十一日までとする	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	判事に任命する	内 閣	大谷直人

4丁										裁 判 所										
年	号	月	日	事	項	庁	名													
平成	九	四	八	東京地方裁判所判事に補する																
〃	一〇	一	五	司法研修所教官に充てる		最高裁判所														
〃		四	二	任期は平成十年十二月三十一日までとする		法務省														
〃				司法研修所教官に充てることを解く																
〃				最高裁判所事務総局刑事局第一課長を命ずる																
〃				兼ねて最高裁判所事務総局刑事局第三課長を命ずる																
〃				兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる		最高裁判所														
〃				平成十年度司法試験（第二次試験） 考査委員を免ず																
〃				る																
〃				法制審議会幹事に任命する		法務省														
〃				最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる																
〃				最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる																
〃				最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる																

大谷直人

5丁		裁 判 所														
		〃	〃				〃			〃	〃	〃	〃	〃	年 号	
		三	〃				一			九	一				月	
		一九	〃				二八			一八	一				日	
		秘書課長兼最高裁判所事務総局広報課長の事務取扱	広報課長植村稔海外出張不在中最高裁判所事務総局	最高裁判所事務総局秘書課長兼最高裁判所事務総局	国立国会図書館支部最高裁判所図書館長を命ずる	兼ねて最高裁判所図書館長を命ずる	最高裁判所事務総局刑事局長を命ずる	最高裁判所事務総局広報課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局秘書課長を免ずる	兼ねて最高裁判所事務総局広報課長を命ずる	最高裁判所事務総局秘書課長を命ずる	部の事務を総括するもの指名を解く	部の事務を総括するもの指名する	部の事務を総括するもの指名する	東京地方裁判所判事に補する	東京高等裁判所判事に補する
					国立国会図書館	〃			〃			〃	〃		最高裁判所	事 項
																庁 名

大谷直人

6丁										裁 判 所				
			〃				〃	〃	〃			平成一七	年	
			〃				四	三	八			三	月	
			二三				一七	一五	二			二三	日	
ずる	課長兼最高裁判所事務総局広報課長の事務取扱を免	広報課長植村稔帰国につき最高裁判所事務総局秘書	最高裁判所事務総局秘書課長兼最高裁判所事務総局	を命ずる	秘書課長兼最高裁判所事務総局広報課長の事務取扱	広報課長植村稔海外出張不在中最高裁判所事務総局	最高裁判所事務総局秘書課長兼最高裁判所事務総局	法制審議会臨時委員を免ずる	法制審議会臨時委員に任命する	ずる	課長兼最高裁判所事務総局広報課長の事務取扱を免	広報課長植村稔帰国につき最高裁判所事務総局秘書	最高裁判所事務総局秘書課長兼最高裁判所事務総局	を命ずる
〃				最高裁判所				〃	法務省	〃			最高裁判所	庁名

大谷直人

		年 号	月	日	事 項	庁 名
	〃	平成一九	九	二八	法制審議会臨時委員に任命する	法務省
	〃	一九	一	一五	最高裁判所事務総局刑事局長を免ずる	
	〃				最高裁判所図書館長の兼務を免ずる	
	〃				最高裁判所事務総局人事局長を命ずる	最高裁判所
	〃				国立国会図書館支部最高裁判所図書館長を免ずる	国立国会図書館
	〃				法制審議会臨時委員を免ずる	法務省
	〃		四	七	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	
	〃			八	判事に任命する	内閣
	〃				東京地方裁判所判事に補する	
	〃				最高裁判所事務総局人事局長を命ずる	最高裁判所
	〃				最高裁判所事務総局人事局長を免ずる	
	〃				静岡地方裁判所判事に補する	
	〃				静岡地方裁判所長を命ずる	

大谷直人

8丁										裁 判 所				
												〃	平成二四	年 号
												四	三	月
												九	二七	日
												検 察 官 特 別 任 用 分 科 会 に 所 属 さ せ る	最 高 裁 判 所 事 務 総 長 に 任 命 す る	事 項
												法 務 省	最 高 裁 判 所	庁 名

大谷直人